

令和8年 春休み小・中学生モーニングスケート教室

主 催：名古屋スポーツセンター
後 援：中日新聞社・東海テレビ放送株式会社・愛知県スケート連盟
日 時：3月25日(水)・26日(木)・27日(金)・29日(日)・30日(月)
8時45分～9時45分(開場8時15分)
会 場：名古屋スポーツセンタースケートリンク
〒460-0018 名古屋市中区門前町1-60 TEL (052) 321-1591
申 込：名古屋スポーツセンターホームページ
(インターネット受付)

参加対象：小・中学生

受付期間：3月1日(日)10:00から3月15日(日)まで

なお、定員になり次第締切いたします

定 員：100名(予定)

会 費：¥6,600(税込)

※5日間の貸スケート靴を含む

実施要項：①手袋、靴下、長袖、長ズボンをご用意ください

②学年・経験の有無によりクラス分けをして、指導を行います

③スクールの初日に8時15分からガイダンスを行ないます

④教室最終日に技能テストを行い、テスト合格者には認定証を発行します

⑤申込手続完了後の返金はいたしません

⑥最終日は教室終了後もご滑走いただけます

⑦欠席された分の振替はできません

安全保険 教室の指導は事故がないように努めます

けがをされた場合は、応急処置はいたしますが、その後の責任は負いません

万が一に備え、スポーツ安全保険(460円)への加入をお勧めします

* 駐車場をご利用の方は駐車サービスいたします

* 警報発令時のスクール開講について

愛知県全域、または愛知県西部に発令されたときに適用します

① 暴風警報・・・AM 6:00までに解除されていない時は、中止とします

なお、中止となりました分については4月30日までにフリー滑走としてご利用ください

②その他の警報・・・中止の場合はホームページでお知らせします

③各種注意報・・・平常通り

開設コースのご案内

スクールの開設コースは、基礎クラスのみとなります

(フィギュアクラス、ホッケークラスは開設いたしません)

小中学生モニシングスケートスクール規約

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、本スクールの受講者（その保護者や同伴者を含む、以下同じ）に適用します
2. 未成年者の会員本人と保護者は、本規約上の義務と責任を連帯してご負担いただきます

第2条 (名称、所在地、運営)

1. 本スクールの名称・所在地は、本文末尾に明記します
2. 本スクールの運営、管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定や改廃等の決定手続を含む）は、株式会社名古屋スポーツセンターが行います

第3条 (趣旨・目的)

本スクールは、アイススケートを通じて基礎体力・基礎運動能力を養成し、健全な心身の育成、社会性の発達を目指します

第2章 申込

第4条 (申込資格)

申し込みには、次の要件の全てを満たし、本スクールの承認を受けなければなりません

- ① 本スクールの趣旨・目的に賛同し、本規約を承諾すること
- ② 対象年齢に該当し、かつスポーツを行うに適した健康状態であること
- ③ 確正な情報を記した入会申請を提出すること
- ④ 反社会的勢力に該当せず、かつこれらと関係を有さず、かつ、将来にわたりこれに該当しないこと
- ⑤ その他、本スクールが定める要件を満たすこと

第5条 (申込手続)

1. 申し込みは弊社ホームページからのみ受付いたします。
2. 入会手続は、スクール受講者と保護者が連名で行っていただきます。親権者である保護者は、本規約に基づく責任を会員本人と連帯して負うものとします
3. 申し込み後、郵便振込にて会費をお支払いいただきます
4. 会費納入の確認をもって申し込み手続き完了とします
5. スクール受講者には、スポーツ安全保険への加入をお薦めします（任意加入）

第6条 (入会申請時の記載内容の変更)

会員は入会申請時の記載内容に変更があった場合、本スクールに対して速やかに変更後の内容を届け出るものとします

第3章 連絡・告知

第7条 (連絡)

1. 本スクールがスクール受講者に連絡する場合、スクール受講者が申し込みに使用した連絡先に宛てたメールの発出をもって連絡したものとします
2. スクール受講者は、メールアドレス、電話番号等、連絡先に変更があった場合、速やかに変更内容を届け出るものとします
3. スクール受講者の変更届出の懈怠または不備によって本スクールからの連絡が届かなかった場合、当該連絡後、通常到達に要する期間の経過をもって当該連絡が到達したものとみなします

第8条 (告知方法)

本規約におけるスクール受講者への告知、悪天候等によるスクール休講の告知は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします

第4章 サービス

第9条 (サービス)

スクール受講者の本スクールのカリキュラム、利用範囲、条件等については、別に定めます

第10条 (変更)

悪天候等により、スクールが休講となった場合は、所定の日付までにフリー滑走としてご利用できます。

第5章 スクール受講者の権利義務

第11条 (会費)

1. 一旦納めた会費は、本スクールの事情でレッスンが中止となり、スクール受講者が受講できなかつた場合を除き、返金いたしません
2. 会費の支払いがない場合、本スクールはサービス提供をできません

第12条 (スクール受講者としての権利)

1. 本スクールが、受講カード、および身分証明書等の本人確認情報の提示を求めた場合、スクール受講者は速やかに応じるものとします
2. 本スクール発行の受講カードを他人に貸与したり、使用させたりすることはできません
なお、不正使用が判明した時点で、スクール受講者が当該費用の支払を行うものとします
3. 本スクールのスクール受講者としての権利は、スクール受講者に専属し、他の人への譲渡や担保提供をすることはできません

第13条 (規則と指示の遵守)

1. スクール受講者および保護者は、本規約、その他本スクールの定める諸規則を遵守するものとします
2. スクール受講者および保護者は、各教室の指導員（以下「指導員」といいます）、その他スクールのスタッフ（以下「スタッフ」といいます）の指示に従うものとします

第14条 (安全の確保)

1. スクール受講者および保護者による危険行為を禁止します
2. スクール受講者およびその保護者は、健康状態に異常を感じた場合、速やかに申告するものとします
3. スクール受講者およびその保護者は、他のスクール受講者の危険な行為を見かけた場合は速やかにスタッフまたは指導員に知らせ、その後の対応は指導員又はスタッフが行うものとします

第15条 (スクール受講者の私物)

1. スクール受講者は、私物について、自らの責任で管理するものとします
2. スクール受講者は、本施設内に、高額な金品を持ち込まないものとします
3. スクール受講者が施設に放置した物に関しては、一切の権利を放棄したものとみなします。ただし、保管が容易なものは、一定期間、当スクールで保管した後、処分するものとします
4. 本スクールは、本施設内に持ち込まれた私物の紛失、盗難、破損等について、一切責任を負いません

第16条 (禁止事項)

- スクール受講者は、本スクールのご利用にあたり、以下の各事項をしてはなりません
- ① 本規約、その他スクールが定める規則に違反する行為
 - ② スクールの指示・指導に従わないこと、その他スクールの秩序を乱す行為
 - ③ 写真撮影、ビデオ撮影し、当該スクール受講者や保護者以外の者が写り込んでいる画像、映像をインターネット上で第3者が閲覧できる状態にする行為
 - ④ スクールの施設や器具備品を故意に毀損する行為や、それらを持ち出す行為
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれのある行為、その他スクール受講者として品位を損なうとスクールが判断した行為
 - ⑥ 法令、行政措置、裁判所の判決・決定・命令に違反する行為、これらを助長する行為、またはそれらのおそれある行為
 - ⑦ 他のスクール受講者や保護者、本スクール、指導員、スタッフ、その他の関係者（以下、合わせて「関係者」という）への名誉や信用の棄損、誹謗中傷、うわさの流布、プライバシー侵害、その他権利利益の侵害、または不当な不利益を与える行為
 - ⑧ 関係者への脅迫的言辞、詐欺的言辞、暴力的行為、不当な要求行為、不当な迷惑となる行為、不当な不快感を抱かせる行為、不安や恐怖を抱かせる行為
 - ⑨ 危険物の施設内への持ち込み
 - ⑩ 関係者との個人的な紛争を持ち込み、スクールの運営に影響を与えるおそれのある行為
 - ⑪ 宣伝、広告、勧説、営業、金銭貸借、政治活動、署名活動など
 - ⑫ 会費等の支払を免れるため、合理的な理由がなく受講を拒否する行為
 - ⑬ 不正な目的をもって本スクールのノウハウを盗用し、または不正利用を目的とする行為
 - ⑭ 前各号のほか、本スクールがスクール受講者またはその保護者としてふさわしくないと判断した行為

第6章 休会・退会等

第17条 (受講資格停止)

1. 本スクールは、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合は、受講資格の停止をすることができます。受講資格停止となった者は、再申し込みできません
 - ① 申込要件を満たしていないことが判明した場合
 - ② 申込要件を満たさなくなったと本スクールが判断した場合
 - ③ 申込書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 趣旨的に賛同していないと本スクールが判断した場合
 - ⑤ カリキュラムに耐えられないと本スクールが判断した場合
 - ⑥ 伝染病等、他人に伝染・感染するおそれのある疾病を罹患した場合
 - ⑦ 本規約、その他スクールが定めた規則に違反した場合
2. 受講資格停止によってスクール受講者に損害が生じた場合であっても、本スクールはその損害を賠償する責めを負わないものとします

第7章 事故等

第18条 (事故等の責任)

1. スクール受講者およびその保護者は、レッスン中は指導員の指示に従い、自己の責任と危険負担において行動することとします
2. 本スクールで生じた盗難、傷害、その他の事故については責任を負わないものとします。ただし、本スクールに故意または重大な過失がある場合を除きます
3. 入会書類その他の書類に記載した情報が不正確であることによって生じた損害については、本スクールは一切責任を負いません
4. スクール受講者同士の本スクール内外でのトラブルについては関与しません。ただし、本スクールに故意または重大な過失がある場合を除きます

第19条 (スクール受講者が与えた損害)

スクール受講者が本スクールの施設の利用中、スクール受講者の責に帰すべき事由によりスクール、他のスクール受講者や保護者、その他の第三者に損害を与えた場合、損害に關する責を負うものとします

第8章 その他

第20条 (休業など)

1. 本スクールは、以下の事由がある場合、事前の通知なく、休業できるものとします
 - ① 台風その他異常気象、風雪害、火災、地震、近隣の事故等でスクールの業務遂行に支障が生じた場合
 - ② 安全管理等の面から緊急の必要がある場合
2. 本スクールは、以下の事由がある場合、休業、閉鎖または廃業できるものとします
 - ① 施設の点検、改修、補修工事を実施する場合
 - ② 法令の制度改廃、行政指導、裁判所の命令、社会情勢や経済状況の著しい変化があった場合
 - ③ 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生じた場合
 - ④ その他、必要があると本スクールが判断した場合

3. 前二項の場合、法令の定めまたは本スクールが認める場合を除き、スクール受講者が負担する費用の支払義務の軽減、または免除されることはありません

第21条 (管轄)

スクール受講者と本スクールとの間のスクールの利用に関する紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします

第22条 (改定)

1. 本スクールは、必要と判断した場合、提供サービス、利用範囲、条件等や、本規約に基づきスクール受講者が負担すべき諸費用を改定できるものとします
2. 本スクールは、合理的な理由がある場合、本規約を任意に改定できるものとします。改定の効力は、当該改定および変更時に在籍する全てのスクール受講者に及びます

第23条 (細則)

本規約に定めがない事項は、細則等をもって本スクールが定めるものとします

第9章 附則

第24条 (附則)

本規約は2023年3月1日より施行します

株式会社名古屋スポーツセンター

ジュニアスケートスクール

愛知県名古屋市中区門前町1-60